

独立行政法人における民間委託の状況についての報告書（要
旨）

平成28年9月

会計検査院

1 検査の背景

(1) 独立行政法人における民間委託の概要等

各独立行政法人は、個別法等に定められた業務を効果的かつ効率的に実施するため、施設管理・運営、調査・研究、広報等の業務について、当該業務を自ら実施することが効率的でない認められる場合等に、法人ごとに定める業務方法書及び会計規程に基づくなどして、当該業務の全部又は一部を民間事業者に委託（請負を含み、工事に係るものを除く。以下「民間委託」という。）して実施している。

独立行政法人において、競争入札により契約相手方を選定する場合には原則として自動落札方式が用いられるが、調査・研究、広報等の技術的要素等を重視する民間委託の契約には、総合評価落札方式が取り入れられており、総合評価落札方式の実施に当たっては、国の場合と同様に、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であるなどと考えられる。

また、独立行政法人は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等（以下、官民競争入札等の対象とされた公共サービスを「対象公共サービス」という。）も活用しながら、それぞれの業務の特性に応じて民間委託を実施するなどして、業務の効率化や提供するサービスの質の維持向上等に取り組むこととされている。

(2) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、独立行政法人における民間委託の状況について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、民間委託の実施状況及び民間委託の実施に係る検討の状況はどのようになっているか、民間委託における総合評価落札方式の業務種別ごとの実施状況はどのようになっているか、総合評価落札方式に関する要領、マニュアル等は整備されているか、透明性及び公正性の確保に資する措置の実施状況はどのようになっているか、加点評価した提案内容の履行は契約上担保されているか、民間委託において、サービスの質の維持向上及び経費削減が図られているか、サービスの質及びモニタリングの方法の設定は適切に行われているかに着眼して検査した。検査に当たっては、平成28年3月末現在における独立行政法人98法人のうち、27年4月1日に設立された国立研究開発法人日本医療研究開発機構を除く97法人において、19年度から26年度までに事業が開始された対象公共サービス104事業（契約151件、計493億余円）及

び25、26両年度の民間委託に係る契約51,358件、計1兆8112億余円を対象とし、上記の104事業及び25、26両年度の民間委託に係る契約51,358件の実施状況に係る調書等の提出を求めるなどして、これらを在庁して分析した。また、40法人において会計実地検査を行った。

2 検査の状況

(1) 民間委託の実施状況等

26年度における独立行政法人97法人における民間委託の実施状況について、業務種別ごとの契約件数及び契約金額をみたところ、「施設管理・運営」が最も多く5,151件（民間委託に係る契約件数全体に占める割合19.9%）、1885億余円（民間委託に係る契約金額全体に占める割合22.8%）等となっていた。

独立行政法人55法人では、法人の職員による現状の実施体制等を踏まえ、経費削減効果があるか、サービスの質が向上するかなどの点から、民間委託の実施に係る検討を行っており、検討を行った結果、民間委託を実施する業務の拡大につながった法人が43法人、縮小につながった法人が19法人見受けられた。

(2) 民間委託における総合評価落札方式等の実施状況等

民間委託における総合評価落札方式等の実施状況は、26年度において、契約件数1,245件、契約金額1787億余円となっていた。また、22年度から26年度までの間に総合評価落札方式等を実施していたのは74法人であり、このうち、総合評価落札方式等の適用対象となる業務、実施手続、評価項目及び評価基準の設定の例や考え方等を定めた内規である要領、マニュアル等を整備していた法人は64法人、整備していなかった法人は10法人となっている。

契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保に資する措置の実施状況については、対象公共サービス以外の業務に係る民間委託において総合評価落札方式等を実施していた73法人のうち、評価項目等が適切に設定されているかについて調達要求部門や契約担当部門以外の部門が事前に審査を行ったとする法人が51法人等となっていた。

加点評価した提案内容の履行の担保の状況については、前記の74法人のうち、加点評価した提案内容の履行を契約上担保しているとする法人は62法人、担保していない

とする法人は12法人となっていた。

(3) 対象公共サービス等におけるサービスの質の維持向上及び経費削減の状況

対象公共サービスの質については、「業務の継続性の確保」及び「利用者の快適性の確保」が共通的に設定されていた。モニタリングの方法については、業務実施報告書等やアンケートの実施による確認が共通的に定められていた。そして、サービスの質の設定が適切なものとなっていなかったものも見受けられた。また、民間事業者が対象公共サービスの達成目標を上回った場合の契約金額の増額措置や当該目標を下回った場合の減額措置（以下、増額措置及び減額措置を合わせて「増減措置」という。）を設定している事業も見受けられた。

対象公共サービス以外の業務に係る民間委託における主なサービスの質及びモニタリングの方法の設定状況については、対象公共サービスにおいて設定されているものと類似のものが多くなっていたが、各法人の独自のものもあり、その中には、サービスの質が確保されていなかったものも見受けられた。また、一部の業務については、サービスの質を設定する余地が認められるのに、対象公共サービスでの実施結果を参考にするなどした積極的な検討がなされていない状況が見受けられた。

独立行政法人において、19年度から26年度までの間に事業が開始された対象公共サービス（104事業）のうち、27年度までに内閣総理大臣による評価を受けた81事業における経費削減等の状況については、実施経費が従来より増加したのは13事業で計4億余円の増加、実施経費が従来より削減されたのは68事業で計13億余円の削減となっていた。経費が削減された68事業では、包括化、複数年化等の取組を行っており、経費が増加した13事業では、業務の包括化に伴って統括責任者を設置したことや、入札参加者が減少し競争性が低下したことなどがその理由となっていた。

3 所見

各独立行政法人は、効果的かつ効率的な業務運営を行うとともに、国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するよう、民間委託の実施に際して、次の点に留意する必要がある。

ア 各法人においては、民間委託の実施対象とする業務を拡大したり縮小したりする余地が生じていないか引き続き確認するとともに、民間委託の実施に係る検討を行うに

当たっては、経費削減効果があるか、サービスの質の維持向上が図られるかなど多角的な観点から検討を行うこと

- イ 総合評価落札方式等に係る要領、マニュアル等を整備していない法人においては、各法人の業務の特性等に応じた適切な実施手続、提案書類の評価項目の例や考え方等を定めた要領、マニュアル等を整備するとともに、運用の過程で必要に応じてその内容を見直していくこと。また、総合評価落札方式等による契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保に資する措置を執っていない法人においては、法人における審査の実施体制等を勘案した上で、これらの措置を執ることについて検討するとともに、その適用条件を要領、マニュアル等に記載していない法人においては、これを記載することにより契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保に努めること。さらに、加点評価した提案内容の履行を契約上担保していなかった法人においては、受託者が提案書の内容に沿って業務を実施する旨を明確にするなどして、加点評価した提案内容の履行を契約上担保するとともに、加点評価した提案内容の履行を契約上担保することについて、要領、マニュアル等に定めることを検討すること
- ウ 各法人において、対象公共サービスについて官民競争入札等を実施する際には、当該業務を委託する目的からみて適切なサービスの質が設定されているかなどに留意して行うこと。また、対象公共サービス以外の業務に係る民間委託においても、サービスの質の維持向上等に民間事業者の創意工夫がいかされる余地が大きいと考えられる業務については、適切なサービスの質や、その達成状況を把握するためのモニタリング方法の設定について検討すること。さらに、契約金額の増減措置等については、その設定条件等を十分検討した上で、必要に応じて設定するとともに、民間委託における経費の削減について、包括化や複数年化の取組を行う場合には、類似の事業を参考にすることなどして、委託する業務の内容や範囲等について総合的に検討すること

会計検査院としては、独立行政法人における民間委託の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。